

事業計画変更(一時転用許可に係る期間延長を含む)について

◆事業計画変更の承認基準

許可後、許可に係る事業計画を変更しようとする者は、事業計画変更が次の基準の全てに該当しなくてはなりません。

- (1) 変更後の転用事案がその事業計画に従って実施されることが、確実であると認められること。
- (2) 変更後の転用事業により、周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又は、それ以下であると認められること。
- (3) 上記のほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められること。

◆事業計画変更の申請手続き

許可後、許可に係る事業計画を変更しようとする者は、事業計画変更申請書を町農業委員会に提出する必要があります。(受付は、毎月5日㊄)

例えば、レイアウトの変更により、開発区域が縮小し農地の一部を利用する必要がなくなったり、開発区域が拡大し、新たに農地の利用が必要となったりした場合には、事業計画変更の申請をする必要があります。また、一時転用で期限内に農地の復元が見込めない場合には、許可期限内に期間延長の事業計画変更の申請をする必要があります。

◆申請書の添付書類

- 1) 事業計画変更理由書(様式任意 A4版) 1部
【事業計画変更の理由を具体的に説明してください。】
- 2) 変更後の事業計画書 1部
- 3) 変更後の土地利用計画図(縮尺1/500~1/2,000程度) 1部
【開発区域、建物・施設の配置・形状・施設物間の距離が具体的に明らかにされた図面】
- 4) 変更後の転用事業に関連して他法令の定めるところにより、許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、この旨を証する書面 1部

- 5) 変更前の事業計画について、関係者の同意若しくは意見（例えば、土地改良区等の同意等）を得ている場合には、当該事業計画変更についてのこれらの者の同意書又は意見書 1部
- 例えば
- ・地権者の同意書
 - ・隣接土地所有者の同意書
 - ・土地改良区の意見書
- 6) 新たに農地を利用（権利設定・移転）して事業区域の拡大を行う場合の追加資料
- ①位置図（縮尺1／25，000程度） 1部
 - ②案内図（周辺見取り図 縮尺1／3，000程度） 1部
 - ③追加申請地の全部事項証明書（登記簿謄本） . . . 原本1部
 - ④追加申請地の公図の写し . . . 原本1部
 - ⑤資金証明 . . . 原本1部
 - ⑥変更後平面図（必要に応じて） 1部
 - ⑦変更後断面図（必要に応じて） 1部
 - ⑧変更後求積図等測量図面（必要に応じて） 1部
- 7) 事業継承する場合の追加資料
- ①法人にあっては、定款若しくは寄附行為の写し又は、
法人の登記事項証明書（いずれも承継者に係るものに限る。） . . . 原本1部
- 8) 委任状（代理申請の場合） . . . 原本1部

※新たに農地の利用（権利設定・移転）を行う場合や事業継承を伴う場合は、土地の権利の設定又は移転について、農地法第5条第1項の規定による許可を必要とするので、改めて、同項の規定による許可申請書を町農業委員会に提出してください。（受付は、毎月5日㊗）